住民税からの住宅ローン税額控除適用の簡易判定シート（税源移譲の経過措置）

1．平成 11 年から平成 18 年までに入居し、住宅ローン控除の適用を受けることができる。

いいえ → **対象外です**

はい

2．自分は給与所得者である。

いいえ

はい

3．住宅借入金等特別控除を含めて年末調整ができている。

いいえ

はい

4．年末調整済の給与所得以外に、２０万円以上の（注）所得等がある。

（注）年末調整された主たる給与以外の給与については収入額、事業所得・不動産所得・雑所得など給与以外の所得については所得額。両方ある場合は合計額です。

はい

いいえ

5．医療費控除などの控除の追加や、年末調整済の控除内容の変更などがある。

はい

いいえ

確定申告をしてください。

確定申告での税額計算の結果、所得税額から住宅借入金等特別控除を引ききれなかった場合、「確定申告書を提出する納税者用」のローン控除申告書を作成して一緒に提出してください。

【注】次項の図の源泉徴収税額欄Ⓒが0円の場合、確定申告の対象とならずに、市民税の申告をすることになり、確定申告書を提出しない納税者用の様式を使うことがあります。

6．源泉徴収票に記載された「給与所得控除後の金額」（下図Ⓐ）が、「所得控除の額の合計額」（下図Ⓑ）の金額より大きい。

はい（A＞B）

（A＜B）または（A＝B）

いいえ

平成２１年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所	栗東市○○○１２３－４５	氏名	○○ □□□

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与等	7,000,000 円	Ⓐ 5,100,000 円	Ⓑ 2,470,000 円	Ⓒ 0 円

控除対象配偶者の有無等				配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）						障害者の数		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
					特定		老人		その他		特別	その他				
有	無	従有	従無	老人 円	人	従人	内 人	従人	人	従人	内 人	人	円	円	円	円
○					1				1				700,000			165,500

（摘要）住宅借入金等特別控除可能額 270,000 円　国民年金保険料等の金額 円　配偶者の合計所得 円　個人年金保険料の金額 円

（以下省略）

7．源泉徴収票の「源泉徴収税額」（上図Ⓒ）が「０円」である。

はい

いいえ

住民税から住宅ローン控除を差引く調整措置の対象となると思われます。**「確定申告書を提出しない納税者用」の様式を使って申告してください。**

所得税から、住宅ローン控除の全額を差引くことができています。
したがって、**住民税からの控除はありません。**

税制改正の前後のいずれにおいても、所得税は非課税で、所得税から住宅ローン控除を引くことができません。
したがって、税制改正の影響は受けていないため、**住民税での調整の対象とはなりません。**

※「住宅借入金等特別控除の額」と「住宅借入金等特別控除可能額」の記載があるはずです。ない場合は、給与担当者にお確かめください。

◆源泉徴収票の記載が誤っていると、正しい判定ができません。

平成 21 年分所得の申告から、住民税用の申告をしなくても控除が受けられるようになりました。